

第 4 回

熊本県議会

震災及び防災対策特別委員会会議記録

平成23年10月3日

開 会 中

場所 全員協議会室

第4回 熊本県議会震災及び防災対策特別委員会会議記録

平成23年10月3日(月曜日)

午後1時9分開議

午後2時50分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 東日本大震災による県内経済等への影響について
- (2) 地域防災計画の見直しについて
- (3) 東日本大震災による被災地域の復興支援状況について
- (4) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(13人)

委員長 村上 寅美
副委員長 前川 収
委員 山本 秀久
委員 西岡 勝成
委員 鬼海 洋一
委員 小杉 直
委員 早川 英明
委員 大西 一史
委員 堤 泰宏
委員 城下 広作
委員 中村 博生
委員 佐藤 雅司
委員 松岡 徹

欠席委員(1人)

委員 松田 三郎

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

知事公室長 松見 辰彦

危機管理監 牧野 俊彦

危機管理防災課長 佐藤 祐治

総務部

部長 駒崎 照雄

市町村局長 小嶋 一誠

人事課長 古閑 陽一

消防保安課政策監 原 悟

企画振興部

総括審議員兼政策審議監 河野 靖

企画課長 坂本 浩

健康福祉部

総括審議員兼政策審議監 松葉 成正

健康福祉政策課長 吉田 勝也

首席審議員兼

健康危機管理課長 末廣 正男

医療政策課長 三角 浩一

環境生活部

政策審議監兼

環境政策課長 内田 安弘

環境立県推進課長 田代 裕信

環境保全課長 清田 明伸

廃棄物対策課長 加久 伸治

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 田中 邦典

商工振興金融課長 福島 裕

労働雇用課長 大谷 祐次

首席審議員兼

産業支援課長 高口 義幸

新エネルギー産業振興課長 森永 政英

企業立地課長 渡辺 純一

観光課長 宮尾 千加子

国際課長 山内 信吾

農林水産部

政策審議監 豊田 祐一

農林水産政策課長 国枝 玄

農産課長 本田 健志

畜産課長 平山 忠一

農地整備課長 田上 哲哉

漁港漁場整備課長 平 尾 昭 人
土木部
部 長 戸 塚 誠 司
監理課長 金 子 徳 政
土木技術管理課長 西 田 浩
道路整備課長 増 田 厚
道路保全課長 亀 田 俊 二
河川課長 林 俊一郎
港湾課長 手 島 健 司
砂防課長 高 永 文 法
建築課長 坂 口 秀 二
教育委員会事務局
教育次長 松 永 正 男
教育政策課長 田 中 信 行
首席審議員兼
施設課長 後 藤 泰 之
警察本部
警務部
参事官兼警務課長 吹 原 直 也
警備部 警備第二課長 村 崎 幸 人

事務局職員出席者
政務調査課主幹 木 村 和 子
政務調査課主幹 竹 本 邦 彦

午後1時9分開議

○村上寅美委員長 こんにちは。
開会に先立ちまして御報告いたします。
本日は、松田委員が欠席であります。
ただいまから第4回震災及び防災対策特別委員会を開催いたします。
それでは、審議に入ります。
お手元に配付しております本日の次第に従い、進めてまいります。まず、本日の概要等について総括的に知事公室長から説明を願います。
○松見知事公室長 知事公室の公室長の松見でございます。
早速でございますけれども、本日の議題の

概要につきまして御説明いたします。
まず、県内経済等への影響についてですが、県内の企業・関係団体等から直接その影響を聞き取り、状況の把握に努めております。中国への食品輸出など、一部震災前の状況に戻っていないものもありますけれども、全体としては、落ちつきを取り戻しつつあります
次に、地域防災計画の見直し状況につきましてですが、地域防災計画検討委員会の3つの部会、地震・津波被害想定検討部会、それから広域連携・情報等検討部会、それから避難支援検討部会、この3つの部会を開催し、当面取り組む主な見直し項目やその対策の抽出等を行ったところでございます。見直しの内容につきましては、今後、検討委員会における検討や本特別委員会の御意見もいただきながら、見直し素案の作成を行っていく予定でございます。
最後に、被災地域の復興支援につきましてですが、前回の委員会で御報告しましたとおり、現在は人的支援を中心に実施しております。10月2日からは、職員1人を福島県に新たに派遣したところでございます。また、県内への避難者数は107世帯244人となっております。引き続きさまざまな支援策を行っているところです。
詳しい内容につきましては、この後、それぞれの担当課から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。
○村上寅美委員長 では、議題1、東日本大震災による県内経済等への影響について、執行部からの説明を願います。
○坂本企画課長 企画課でございます。県内経済への影響について御説明いたします。着座のまま失礼いたします。
まず、3ページをお開きください。
東日本大震災による県内経済等への影響に

については、知事公室長から説明がありましたように、全体的には落ちつきを取り戻してきております。

分野ごとに動きがあるものについて説明させていただきます。

1の農林水産業分野です。

農産物では、平成23年度産米について、原発事故による品薄感などから強い引き合いがあり、早期コシヒカリは、前年と比べ2割程度高値の販売となりました。普通期についても、阿蘇コシヒカリが、前年と比べ2割の高値で販売されております。

畜産物では、牛肉について、放射能に汚染された牛肉が全国に出回ったこと等から消費が低迷し、一時、2割程度下落した取引価格は、回復傾向は見られるものの、引き続き低迷している状況です。

輸出品では、原発事故に関する食品等の安全性確認の要請に対し、産地証明書の発行を継続しています。発行件数は、9月9日時点で14カ国252件となっています。

また、熊本県薬剤師会が7月から放射線検査を行っており、検査数は、9月9日時点で259件となっています。

なお、中国に関しては、水産物以外は証明書の書式が示されていないため、LL牛乳を初めとした乳製品などは輸出ができない状態となっています。

4ページをお開きください。

2の商工業分野ですが、製造業では、自動車関連については震災前の状況に戻っています。さらに、県内中小企業でも徐々に仕事量がふえるとともに、リスク分散等の動きから受注増も期待されています。また、半導体製造装置関連も、震災の影響はほとんどない状況です。

次に、輸出関係ですが、食品輸出について、放射能基準適合証明書を求められるケースが続き、通常より1週間程度手続に時間を要しています。また、中国への輸出ができない

状況が続いており、新聞報道でもありますが、一部には現地生産に切りかえる動きが見られます。

宿泊業については、県内の主なホテル、旅館30社からの回答では、6月から8月期の宿泊は、海外からの宿泊客が前年程度には回復していない中、国内の宿泊客は、関西以西からの宿泊客数が50%以上増加しており、全体としては6.3%の増加となっています。

なお、海外宿泊客は、5月期の63.8%減から今回の10.5%減に改善しており、徐々にではありますが、回復してきています。

5ページをお願いいたします。

雇用関係については、休業手当や賃金の一部を国が助成する雇用調整助成金について、熊本労働局の発表では、7月の休業計画受理事業所数は411事業所、対象者数は7,565人と前月や前年同月と比べても減少しています。

次に、3の建設業の分野です。

公共事業について、建設資材への影響はおおむね解消されてきており、価格に関しても一部上昇の懸念もありますが、ほぼ落ちつきを見せています。

民間工事について、建設資材も例年並みの在庫状況に回復しており、また、懸念されていた技能者不足についても現在のところ生じておりません。

次に、4の交通事業者の分野です。

航空・国内線については回復基調にあり、7月以降前年並みの実績を確保し、8月の利用率は72.1%となっています。

6ページをお開きください。

国際線について、熊本ーソウル線は、5月以降回復基調にあり、8月の利用率は72.9%となっています。

また、九州新幹線については、全線開業後6カ月間の熊本ー博多間の利用者数は対前年比138%と順調に推移し、震災の影響は見られない状況です。

なお、記載はしていませんが、バスやフ

ェリーの利用状況についても、震災の影響はほとんど見られない状況です。

電力不足問題について、7ページをお願いいたします。

まず、電力の需給状況等ですが、九州電力に6基ある原子力発電所のうち3基がストレステストを実施中です。また、9月から1基が定期検査に入り、12月に、さらに2基が定期検査に入り、運転停止になる予定です。

九州電力によりますと、仮に停止中の原子力発電所の再稼働ができない場合、九州内の原発はすべて運転停止することとなり、冬の最大電力需要に対し供給力がマイナス4.7%となる見込みです。

最後に、ことしの夏の県庁舎での節電の取り組みの結果をお伝えしますと、昨年のピーク時使用電力量に対し8月は18.5%の削減となるなど、目標を達成したところでございます。

東日本大震災による県内経済等への影響についての説明は以上です。

○村上寅美委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ただいまの説明でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員長 それでは次に、議題2、地域防災計画の見直しについて、執行部から説明願います。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。失礼ですが、着座のまま説明させていただきます。

地域防災計画の見直し状況についてでございますが、9ページからの地域防災計画見直し状況についての資料で御説明いたします。

11ページをお開きいただきたいと思います。

11ページに記載のとおり、今回の大震災を

受けまして、熊本県の防災計画につきましては、検討委員会を設けて見直しを実施しておりますが、この点につきましては既に報告いたしておりますが、今回改めて整理しておりますので、簡単に見直し状況について御説明いたします。

1の見直し実施方針のとおり、2つの方針で見直しを行っております。

1点目は、1、地震・津波の規模、被害想定を行うということでございまして、これは本県で実際に起こり得る活断層による地震と、東海・東南海・南海地震の連動による津波や、雲仙の活断層による津波の規模や被害状況を想定するもので、専門的調査を行います

また、2点目の大規模・広域的な災害への対応体制、住民避難体制等につきましては、これまでの防災計画では十分でなかった大規模・広域的な災害の対応について、今回の大震災等を参考にいたしまして、早期に防災計画を見直す予定でございます。

2で、見直しの検討体制でございますが、見直しの体制につきましては、検討委員会の位置づけがやや不明確との意見を踏まえまして、図示を行ったところでございます。

一番下の方にありますように、検討委員会は、学識者や防災関係者で構成いたしましてこの中には3つの部会を設けて協議を進めていますが、検討委員会の役割といたしましては、見直し素案の作成でございます。見直し素案を作成いたしまして、当特別委員会の御意見等も踏まえまして、見直しの原案を作成し、防災会議において決定する仕組みでございます。

市町村の意見集約につきましては、前回委員の方から御指摘もいただきまして、市町村との意見交換の場を、右の方に矢印で書いておりますけれども、この時点で位置づけたところでございます。

現在の状況といたしましては、先ほど公室

長の方からも説明いたしましたけれども、見直し素案の作成のための協議を今進めているところでございます。

続いて、少し飛びますけれども、14ページの方をお開きいただきたいと思っております。

14ページの見直しのスケジュールを先にごらんいただければと思っております。

早急に実施すべき視点の2の大規模・広域的な災害への対応を今年度中にまとめ、来年の防災会議で計画の修正を行います。

また、専門的調査によりまず被害想定が固まる来年度に、これらを加味して、最終的な見直しを実施する予定でございます。

済みません、12ページに戻っていただければと思っております。

今回の大震災を受けまして、熊本県の防災計画において早急に検討すべきこととして、12ページから14ページにかけて、7つのテーマについて検討しております。

この表でございますけれども、この表では、見直しのテーマの中、7つの見直しテーマを括弧で書いておりますけれども、括弧で囲んでおります見直しのテーマの中の丸数字が見直しの課題や視点、その中の黒ポツで記載されたものが、具体的な対策案や対策の方向性でございます。

今回の資料は、見直しの素案の骨子と言えるものと考えていただいて結構だと思います。これらの内容につきまして簡単に御説明いたします。

まず、1の情報収集・伝達体制の充実ですが、今回の大震災では、通信設備の被災等によりまして、災害情報が住民に正確、迅速に伝わらなかった課題があることから、①として、住民への多様な情報伝達手段の確保、活用を見直しの視点として挙げており、今後とも住民へは複数の情報伝達手段を確保する必要がありますが、その中でも、ポツ2つございますけれども、防災情報メールサービスの登録促進とエリアメールの活用促進を挙げて

おります。エリアメールといえますのは、一定のエリアの携帯に防災情報を強制的に送付する新しいシステムでございますが、これらの2つの点、これまでございましたメールサービスの登録促進と新しくエリアメールの活用促進を挙げたいと思っております。メールにつきましては、通信規制の割合が非常に低く、住民が移動中でも災害情報の提供を受けることができるメリットがあるということから、このような2つを挙げているところでございます。

次でございます。次に、情報の中でも最も重要な避難勧告等の情報でございますが、市町村長が避難勧告等を発令するためには、避難勧告等発令基準の速やかな策定が必要でございます。②点目でございます。これらにつきまして、現在、水害であるとか、土砂災害等につきましては、6割をちょっと超える部分で策定済みでございますが、今後も速やかな策定の働きかけを行っていくつもりでございます。

③でございます。災害に強い通信体制の整備といたしまして、特に、県と市町村等との通信機能の強化、通信設備の停電対策の実施を挙げておりまして、特に、非常用電源の確保や停電対策の実施を市町村、関係機関に働きかけてまいります。この中でも、特に非常用の電源につきましては、やはり非常用の電源のための燃料確保とかいう部分も必要かなと考えております。

また、④でございます。警察、消防、自衛隊等の実動機関との情報収集体制の整備でございますが、これらにつきましては、今後とも、訓練等を通じて、情報収集体制の充実を図ることとしております。

次に、(2)でございます。緊急救助・保健医療体制の充実では、4点を見直しの視点としております。

この中でも、特に、一番目に挙げております緊急救助における各機関ヘリコプターの連

携体制の構築につきましては、今回の大震災を見ましても、多くのヘリが救助、救出に向かっておりまして、大きな効果を上げております。

県内で大震災が起こった場合につきましては、防災消防ヘリ、県警ヘリ、自衛隊ヘリ、海上保安庁ヘリ、九州地方整備局のヘリ、それから年内に運用開始予定のドクターヘリ、それから報道機関のヘリ等、狭い空間にたくさんのヘリが活動することが予想されております。新しい課題としましては、救出、救助や消火活動などで効率的なヘリの運用ができるよう、調整の仕組みを検討する必要があります。

また、②番目でございますように、医療機関等の連携体制の確保でございますが、DMATの派遣調整方法と役割の検討を具体策として考えています。DMATといいますのは医師、看護師、業務調整員で構成されまして、大規模災害が発生した事故などの現場に、急性期といいますか、おおむね48時間以内に活動できる医療チームでございまして、本県でも、平成23年10月現在、8病院14チームが整備されております。これらが県外からたくさん来ていただけるということになっておりますので、これらの連携、調整が必要かと考えております。

そのほかにも、避難所における保健医療の確保、それから医薬品の確保も課題とされております。

次に、最も重要となります3番の住民避難体制等の充実のテーマの中では、見直しの視点として5つを掲げております。

この中でも、まず、災害の特性に応じた安全な緊急避難場所の確保、適切な住民誘導といたしまして、ポツ2つとして書いております現避難所の災害の特性に応じた緊急避難場所としての区分けや新たな緊急避難場所の指定、避難路の確認を具体策として挙げております。これらにつきましては、今、県内で

は、学校等の公共施設、公園等に約2,000カ所の避難所を指定しておりますが、東日本大震災の被害を踏まえまして、水害、土砂崩れ、津波等の災害の特性に応じた緊急避難場所としての区分けや住民周知について、さらに進めてまいりたいと考えております。

また、あわせまして、あらかじめ避難所に向かう避難路を選定整備することとしておりますけれども、今後は、避難訓練等を実施するなど、一般住民と一体となりまして、避難路の確認を推進していくことを考えております。これらにつきましては、中央防災会議の専門部会の検討結果が28日に公表されたところでございますが、津波による避難所は、5分以内に避難できる場所であることとか、徒歩による避難を原則とするが、周辺に高い建物がないような場合には車による避難の仕組みも考えることなどが示されたところでございまして、これらを踏まえまして、関係市町村の実情も聞きながら、本県の当面の対応策を整理していきたいと考えております。

あわせて、ポツの3つ目でございますが、現避難所の耐震性、安全性の点検も進めてまいります。

このほか、今回の震災やさきの台風15号におきましても非常に話題となりました帰宅困難者対策であるとか、それから、平素から住民に対する防災や避難の周知徹底を行うための防災マップの普及促進が必要と考えております。

次に、②番目でございますが、長期避難に対応した避難所の確保、支援物資の受け入れ配布体制でございまして、これにつきましても、幾つかの対策を掲げさせていただいております。

このうち、下の3つにつきましては御説明したいと思いますが、特に、物資集配のノウハウがある民間事業者との協力体制でございまして、今回の大震災を見ましても、多くの物資が支援物資集積場までは来ると。その後に

なかなかその集積、配給のシステムがうまくいかないということがございましたので、その辺の機能を、ノウハウを持っております民間事業者等協力体制ができないかというようなことを考えたいと思います。

それと、下から2つ目でございますけれども、当然大きな集積場所の確保があらかじめ必要かなと考えております。

それと、最後のポツでございますが、自宅避難者や仮設住宅入居者への物資支援というのが課題になっておりまして、避難所にいる方には支援物資が行くと。ところが、自宅にいらっしゃる——自宅でも水道とかガスが切れていると、そういう状態でございますし、特に、また、仮設住宅に入ったら何もないというようなことも聞いておりますので、そのようなところで何か体制が組めないかというようなことを検討してまいりたいと思っております。

右の13ページの方に行きます。

災害時要援護者等の特別な配慮が必要な避難者への対応ということでございまして、これらにつきましては、かつてから言われたところでございますけれども、特に市町村でつくります個別計画、これは、高齢者、障害者等の災害時要援護者の把握のための計画でございますけれども、それらがまだ進んでいないということで、現時点では、19市町村の42.2%が個別計画をつくっている状態でございますので、まずはこれを早急に策定して、フォローアップをしていくということが重要かなと思っております。

また、あわせて、障害者等に対する福祉避難所の指定でございますが、これも県内で12市町村のみが今のところ指定しているという状況でございます。当然、最後のポツの障害者等に配慮した避難体制の整備が重要かと考えております。

④番目でございます。水、食料、燃料等の備蓄、配給体制でございますけれども、これ

らにつきましては、これまでも課題になっておりますけれども、今回特に大きな課題になりましたのは、ガソリン等の燃料確保ですね。今まで食料であるとか、衣類であるとか、毛布等については備蓄があったわけでございますけれども、ガソリン、燃料については非常に備蓄が少なかった。ただ、なかなかこれ、備蓄ができるのかどうかわからないところもございまして、恐らく燃料業者等の提携とかその辺を考えたところで、流通備蓄といいますか、そういう形で考えていく必要があるのかなと思っております。

それから、これは新たな課題でございますが、広域避難に関する自治体間の連携体制ということでございまして、これまでこういう大きな災害少なかったということがございまして、いわゆる被災市町村から外に出て避難するという方でございます。なかなか被災者の把握が困難になりまして、情報連絡や支援物資等も行き届かないというような課題が見つかっておりますので、何らかのルールを取り決めて連携策をする必要があるのではないかというふうに考えております。

4番目の課題でございます。これも大きな課題でございますが、いわゆる地域防災力を向上して、命を助けるというようなテーマでございますが、特に、自主防災組織の育成促進、活性化が挙げられております。県内で今のところ自主防災組織率は53.3%で、全国平均を20ポイント以上も下回っておりますので、今年度から新たに、新規設立組織への資機材整備支援を行う市町村に対する補助制度を開始するとともに、設立の手引となる実践マニュアルを作成して配布することといたしました。また、リーダー養成講座等の開催も引き続き行いまして、自主防災組織の核として育成したいと考えております。

続きまして、②でございますけれども、住民に対する防災知識の普及、啓発でございま

すが、これもかなり今回課題となっておりますけれども、防災教育の充実、それから各種訓練への住民参加促進でございます。これまで大きな防災訓練はやってございましたけれども、やはり地域ごとの避難訓練といいますか、そういう形の訓練が必要ではないかというのは検討委員会でも言われているところでございます。

③でございますが、これも全く新たな課題でございます。いわゆる災害時の市町村災害対策本部機能の維持、確保ということで、今回、防災の拠点となります市町村がやられると。市町村が被災して、市町村職員等も被災するという状況がございましたので、この中で書いておりますような対策の検討をしていく必要があるのかなと思っております。特に、最後にありますように、住民基本台帳のバックアップ等もおかかないと、なかなか早急な支援にはつながらないということもございまして、この辺も検討してまいる予定でございます。

ボランティア活動の環境整備につきまして、これもテーマとして上げられておまして、これも、①ボランティアセンターの体制整備、それから②の役割分担、連携体制、ボランティア活動知識の普及、啓発でございます。ボランティアの中では、やはりどうもミスマッチといいますか、ボランティアに来られる方は多いんでございますけれども、なかなか実際の避難した方々が要望するものとマッチしないというような部分もたくさんあるようでございますので、その辺が課題かなというふうに考えております。

6番目でございます。復旧に向けた対応でございます。この2つは大きな課題だと考えております。特に、仮設住宅の早期供給ということでございまして、書いておりますように、仮設住宅必要用地の確保が大きな課題になっておまして、これがなかなかできないために仮設住宅が進まなかったというよう

なことでございますので、この辺につきましても、まずもって先に確保をやっておくとか——なかなか空き地があるわけではございませんけれども、市町村ごとに想定として考えておくと、毎年毎年考え直すというようなことも必要かなと思っております。

それから、ポツの2点目でございますが、これは、委員会でも御指摘がありましたように、旅館、ホテル等の宿泊施設であるとか、公営住宅、民間住宅をもう少し活用して仮設住宅のかわりにすると。それから、最終的には、住宅関係、ポツの3つ目でございますけれども、住宅関係団体等と協力体制を構築しておくということが必要かなというふうに考えております。

②も、大きな今回課題になっております大量の瓦れき、ごみの処理でございます。今後はやはり瓦れき等の仮置き場の選定、確保を事前にやっておくというようなことでございまして、先ほど言いましたように、物資の集積場であるとか、それから仮設住宅の用地であるとか、それから瓦れき処理の場所であるとかいうふうな、大きな空間というのを事前に選定しておくということが全体として必要なかなというふうに考えております。

最後になりますが、次のページ、14ページでございますけれども、原子力発電所への対応につきまして、これも全く新たな課題でございますが、情報連絡体制につきましては、鹿児島県や九電とは事務レベルで話し合いを行っているところでございます。

ただ、原子力発電関係につきましては、ストレステストの問題であるとか、国全体でも見直しや検証が進行中でございます。それらの動向も注視している状況でございます。このテーマにつきましては、広域連携・情報等検討部会の部会の中で検討するようになっておりますけれども、前回の部会におきまして、他のテーマとは分離して、特出しして、これについては協議するのが適当というふう

な意見もございましたので、特出ししまして近々このテーマに絞ったところで部会を開催するというふうに考えております。

説明としては以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○村上寅美委員長 ただいま執行部から説明がございました。

質疑を受けたいと思います。何かないでしょうか。

○大西一史委員 今、当面の主な見直し事項ということで、地域防災計画の見直しについて、7つぐらいの観点からの報告といたしますが、がありましたけれども、現実的に、この熊本県の地域防災計画検討委員会で、今ずっとたたいていっているんだろーと思っておりますがこの中での委員の先生方からの意見というのは、大体この7つのこの項目に絞られているということではないでしょうか。それとも何かほかに、こういうトピックスが、というようなことは、何か指摘とかそういったものはありましたか。ちょっとその状況を教えてもらいたいんですけども。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

話としましては、早期に使う、いわゆるソフト対策につきましては、もうこれらの7つの視点でいけるのかなというふうには考えておりますが、それ以外にも、いわゆるハード対策をどうするんだという話につきましては、地震、津波の想定等が出ましてから考えていくというふうに考えております。

○大西一史委員 ハード対策は、いろいろと考え方があるんだろーというふうに思いますが、1つ、この当面の主な見直し事項の中で、やっぱり大事だというのは、いろいろ全部の論点が大事だと思っておりますけれども、地

域防災力の向上という一番身近な単位での防災力をどう高めていくのかというソフト対策という意味でも、大事だなと思うんです。その地域コミュニティの状況というのが、随分違うと思うんですよね。都市部と、農村部とか、あるいは郡部といいたいでしょうか、そういったところとは随分違うと思うんですよ。

地域コミュニティ自体がなかなか——都市部になればなるほど存在比が非常に今危うくなっているというか、大都市圏においては、自治会すらも、町内会すらもなかなか加入率が低いとか、非常にそういう問題がやっぱりあるわけですよ。こういった地域コミュニティの実態把握みたいなものを、これは市町村等々を通じてやっていく必要があるんだろーなというふうに思いますが、例えば今回の被災地あたりでも、いろいろ話聞くと、一つの町内会単位での避難、町内会主導による避難というのが非常に有効だったというふうな話も一部ではありました。

ですから、また、そういった地域コミュニティの実態と、それに合ったそういう防災計画というんですかね、細かい——こういう大がかりな計画、当然ベースとして必要なだけども、現実問題としては、やっぱりそういうところに最終的には行ってしまふのかなというふうに思うんですね。共助の部分ですよね。だから、その点に関しての細かな議論というのはどのくらい何かあっているのか、どういう検討がされているのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。ちょっと難しいかな。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

確かに、いわゆるコミュニティの部分といたしますか、先ほど言いました地域防災力の向上の中での自主防災組織だけに特化するわけではございませんけれども、それらについては大きな議論がっております。

今回の学識者の方々も、地域の中で実践的にコミュニティーを使って、これは、実験的にといたしますか、モデル的にといたしますか、そういう形で、いわゆる避難計画をつくり防災マップをつくり、避難路がこうだとかいうのをつくりながらやっていらっしゃる先生もいらっしゃるわけでございますけれども、その時点ではそれなりに盛り上がるけれどもその後また消えてしまうとか、場合によっては、なかなか広がりがないというようなことを言われております。

ちょっと非常に大きな課題でございまして、我々も、ここについてどういう形であるかは非常に難しいんですが、まずは、書いておりますように、自主防災組織等、これは自治会の中での自主防災組織でも結構だということによっておられますので、そういうコミュニティーを再結成しながらやっていくしかないのかなというふうに思っておりますので、ここは、市町村とあわせて、連携してやっていくところでございます。市町村につきましては、自主防災組織について、ぜひ結成してくれというふうなことで、夏場私も少し市町村を回ったところでございます。今盛り上がっているので声をかけましょうということで大分言っておりますけれども、これまでなかなかその辺がうまくいかなかったと。どうしても行政に頼りきりになったり、うちは消防団が充実しているから大丈夫だとかいうようなことも聞いておまして、そういう形でなかなか盛り上がっていないというのは事実でございまして、委員がおっしゃるとおり、ここは非常に大事なところでございまして、また、検討委員会でも、県民意識を変えることが一番重要ではないかというふうなことも言われております。

○大西一史委員 今、いろいろそういうコミュニティーのあり方とか、こういったもの、全体的にやっぱり問われているテーマではあ

りますけれども、特に、こういう防災という切り口でやれば、そのコミュニティーがまた1つ復活するきっかけになるのではないかなというふうに思うんですね。

私は、そういう地域の、自治組織の一員でもあるんですけども、その中でいろいろ議論をしていますと、防災を切り口に、みんなで避難訓練を一回しようじゃないとか、どんどん今そういう話が出てきています。それはもう自主的な形で出てきているんですね。そういうときに、行政側からのいろんな情報提供であるとか、アプローチがもっとあるといいねというふうな話がありますので、その辺きめ細やかにやっていただくことがやっぱり大事だろうと。

どうしてもその避難対策のあり方というのも、結局、今回の教訓で言えば、徐々に風化していくということですよ。だから、いかにその辺を——地域コミュニティーの中で歴史的に言い伝えられてきたことが伝わってなかった、あるいは油断をしてしまったということ、こういうことが起きているということもありますので、その辺の非常に難しい大きな課題ではあるんですけども、その辺についてのもう少し細かな対応というのをぜひ考えていただきたいということ。

それと、この地域防災計画では、さっきちょっとお話がありましたけれども、ハードとの兼ね合いというんですかね、ハード対策とソフト対策との兼ね合いということに対する議論というのがまだ、分けてといたしますか、されているというふうに思うんですね。ハード対策に余り頼り過ぎると、例えば、釜石ですかね、防波堤、防潮堤、巨大な防波堤とか防潮堤があつて、あれで意識が安心してしまったということが非常にあると、住民たちが、あれがあるから大丈夫だということで、非常にそれがマイナスに働いたということもある。

一方で、これは全く予期していなかったこ

とだけれども、宮城県の名取市、私もちょっと閑上地区、これ、見てきましたけれども、これは海岸の方はもう非常にひどい被災をしてありました。ところが、ここに途中で高速道路が走ってて、これがずっと、防波堤というか、とめる役割を凶らずも果たしたということで、そういう公共、建築物というのかな、そういったものとの兼ね合いというのが非常にあって、たまたまここは不幸中の幸いでそういうことがあったわけですが、そういうハード整備とソフト対策とのバランスというんですかね、その協調というのが非常に重要だと思うんですね。だから、ハードに頼りきってもだめだし、だけれども、そういう使えるハードといいますかね、とソフトで組み合わせながらやっていくということが非常に重要な視点になってくるかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうお考えですかね。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

委員おっしゃられるとおり、中央防災会議の専門部会におきましても、やはりいわゆる防災計画と都市計画の連携というようなこともうたわれておまして、やはり基本的な津波に対する防波堤であるだけではなくて、都市計画の中で、災害に強い、もちろん高台につくるということもございますし、今委員が御指摘ございましたように、道路をいわゆる第2次的な防波堤といいますか、そこで一たんとめるとかいうふうな形でありますし、また、今回高速道路等の上に避難して助かったというような事例もございますので、そういうふうな複合的な組み合わせのハード整備といいますか、そういうことは重要というふうなことは、国の方の報告でも出ております。

私たちにつきましても、国の報告の中では、やはりソフトもきちんとやらないかぬと、その中では、やはり500年とか1000年に

1回の津波であるものについては、なかなかハード整備するとお金かかり過ぎてできないので、そこについては、まずは逃げるところでございます。50年とか100年に1回の津波等については、ある程度ハードでとめるというような対策が要るというような二段階方式ということもうたわれておりますので、それらを参考にして、熊本県内でも、どうやっていくか等については考えていきたいと考えております。

○大西一史委員 わかりました。

○村上寅美委員長 ほかにないですか。

○前川収副委員長 今、大西先生からお話ありがとうございましたけれども、私もソフトとハードの絡みというのは非常に大事な問題であって、今は、この委員会では、主にソフト部分の議論をさせていただいておりますけれども、いずれハード部分についても今度は抜きではできないということもありまして、後ほど皆さん方に意見書の提案をさせていただこうと思っております。1つは、国として、例えば、被災地の話を聞くと、最低限の防潮堤というんですかね、防波堤というんですかね、の高さが決まっていないから、今、被災地の中で、復興しようと思っても、その場所に家を建てていいのかいけないのかすらわからないという状況にもなってしまうということ、非常に被災地は困っているというお話を聞いております。国の動きとして結構ですけれども、それはもう当然早く決めるのが当たり前だと思いますけれども、全国基準である程度、さっきおっしゃった、5年、10年のスパンの災害をハードでとめられる、50年や100年、1000年の話はこれは無理としても、すぐ近くにあり、頻度の高いような災害についてのハード整備の一定の基準づくりというものが、見直しがあるのかどう

なのか。

それから、今お話がございました、これも大西先生から御紹介があったんですけどもたまたま、高速道路か何か知りませんが、道路整備をやっていたときに、二線堤みたい、防波堤があって、その内側に、道路なり架線、架線というのは線路の架線ですね、なりが入っていて、それが防潮堤の役割を果たしたという部分のお話もございます。

また一方では、被災があつてすぐだったんですけども、くしの歯作戦、命の道と言って、東北道路の真ん中の道路はまあまあ使えたと、それを湾岸部で縦軸につなぐ道はもうずたずたになって全然使えなかったんですけども、真ん中の部分からくしの歯のように横にずっと道をつないで、もともとあった道が被災で壊れていたものを早急に復旧して、そして被災地に物資を送る基幹道路として使っていたという部分もありますから、おおむね、ハードはどうせすぐにはできないことはわかっていますけれども、大きな指針として、ソフトはこれで対応しますと、ハードについては、5年、10年、将来も含めてこういう整備を、どうせやらなきゃならない整備の中に加味していくと、災害的な視点を加味していくという、そういう考え方について一定のまとまりのある部分を出すとか、今考えているとかという情報は、国の方からは何かございませんか。

○村上寅美委員長 情報提供は国からありませんか。

○戸塚土木部長 土木部長の戸塚でございます。

今先生がお話しになりましたとおり、一線防御じゃなくて、多重防御という視点で、道路についても非常にその辺の効果があらわれた部分がございますし、また、復興、救援のときに、先ほど言われた、くしの歯作戦とい

うのが非常に今回着目されております。

国の方でも有識者会議やっておりますので、その中で、そういった観点から、今後の道路整備どうしていくかというところに対する切り口がはっきりと出てきておりますので、その辺がまとまり次第、我々も、県下のそういったネットワークを含めて、どういったところからこういった効果があるかということは、検証しながら検討もしていきたいと思っております。

○前川收副委員長 のど元過ぎればすぐ忘れてしまいますので、今やっぱりこういう機会にこそ、すぐできなくても、全体的な指針だけはちゃんと決めておくというような形をぜひやっていただきたいと思います。

○村上寅美委員長 いいですか。

○前川收副委員長 はい。

○鬼海洋一委員 今もありましたけれども、今後、その意味では都市構造をどういふぐあいにつくっていくかということを含めて、国としての都市戦略にかかわる話だと思うんですね。ですから、今回のソフトとハードのバランスということどこをどういふぐあいにどこまでするという意味では、国のかかわりがなければ、県として、どの程度の予算をつけてその部分を強化するかということは、なかなか難しい問題ではないかというふうに思います。

ですから、そういう意味で、国にこの基準をどうするかという意味で、強く割合も含めて求めていくということが大事ではないかというふうに1点思いましたので、そのことをまず申し上げたいと思います。

それから、これは見直しの途中経過の話ですから、まだ今からいろんな意味での議論がされていくんでしょうけれども、例えば、そ

の意味では、見直しになるか、あるいはこれまでの防災計画そのものの徹底的な強化という意味で検討していただきたいというふうに思いますのは、それは、もうさまざまなシステム、仕組みがこれまでなされていると思うんですね。それがうまく機能していたかどうかということについては、今回のあの大地震の結果によって、まだ多くの検証がなされて結果になり、利点というのが出てくるというふうに思うんですが、ちょっと1つだけ申し上げたいのは、例えば防災無線というのがあります。これは、そういうときに役立てるような、つまりシステムと申しますかね、ハードの面でのこれまで取り組んできた課題ですが、ほとんど役立たぬじゃなかですか。もう嵐とか大雨とか防災無線なんかほとんど聞こえない。そういうぐあいに、これ、一つの例ですけれども、やってきたものがほとんど物にならないような、そういうものの再点検という、これまでの仕組みに対する再点検ということが、やっぱり非常に大きなものとして要るんじゃないかなと思っております1つです。

もう一つは、これも何回も過去申し上げてきたことですが、特に、ライフラインにかかわる民間との協働の問題ですよね。ずっと言ってきて、やっとならというふうにおっしゃってきたものが、じゃあ過去を振り返ってみると、やられていたかどうかということになると、振興局単位でのやっぱりその組織が生きていない現状というのがこれまでも多々あったと、現在の段階でも訓練がなかなかなされていない状況あるように思っています。ですから、振興局単位でのそういうライフラインにかかわる民間企業との、あるいは官民一体となった組織と日常の訓練等についてもぜひ検討いただきたいと。

この2つだけ、せつかくの機会ですから、申し上げておきたいと申します。

○村上寅美委員長 いいですね、要望で。

○鬼海洋一委員 はい。

○村上寅美委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 地域防災計画ですから、なかなかちょっとわかりにくいんですけども学校、小中高、生徒も学校のある地域抱えている分があるんですね。いわゆる一般住民、大人だけ考えている地域防災計画の中で、学校は学校で避難とか別のいろいろ考えて、だけど、これが一致しないというのが大体おかしい話であって、訓練なんか踏まえた上でその地域防災計画の中で、学校教育関係の部分との整合性とか、どういうふうな形でこういうの論議されているというか、考えていくのかという部分。例えば、災害要支援というのは、小学校の場合、全部災害要支援の対象者という考えでいくのか、通常の高齢者や障害という形の部分とかいろいろあるんですが、これの考え方というのはどういうふうになっているのかなと。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

まず、基本的な考え方でございますけれども、確かに地域防災計画は地域に着目してつくっておりますけれども、例えば、福祉の施設も同じでございますけれども、いわゆる施設関係につきましては、これは学校も施設と言えると思いますので、施設の管理者等が、防災計画と申しますか、防災をやるということになっておりますので、学校の中でも、子供さんがいらっしゃるときについては、学校の中で責任を持って、防災と申しますか、避難と申しますか、そういうことをやっていただくような防災計画は書き方になっております。

○城下広作委員 そこで、その学校の避難計画というのは、地域防災計画のいわゆる地域住民との動きの中で一緒によく連携されているのかいないのかというのをよく考えておかないと、よく今回の震災でも、親が心配して学校に見に行く、そして自分の子供を探しに安否を確認するときに、戻らなかったら逆に命が助かったとか、いろんなケースがあるということをよく報道で見ました。特に、保育園、幼稚園なんかは全部親が一たん子供のところに行って、自分で直接安否を確認する。そのことによって、本当は、学校側から、園側から避難させて大丈夫だったけれども、親はそれを知らないから、結果的にそこで災害に遭うというケースが結構あったんですね。こういうところ、情報関係をうまくこの中には反映できるように考えておかないと、同じようなことがずっとどういう形で起こってくるかわからない。この視点が大事じゃないかということですか。どうですか。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

確かに、計画につきましては、先ほどそういう外郭になつとるということで申し上げたところでございますけれども、委員おっしゃられるとおり、その辺の連携というか、確かに、学校は学校で逃げて、じゃあ地域は地域で逃げるけれども、その辺の連携はどうかというのにつきましては、全くないわけではございませんけれども、十分でなかったという部分はあると思いますので、そこら辺につきましては、今後この計画の見直しの中でも加味していきたいと思っております。

○城下広作委員 ちょうどこの中に、いわゆる学校教育との、場所との連携とかどうこうと一言もうたってないもんだから、その視点は持つとかなないといかぬのじゃないかという意味でございます。

○村上寅美委員長 今、城下委員からの質問に対してはよろしいですね。よろしいですか。

教育委員会から答弁もらおうかな。

○田中教育政策課長 学校サイドにつきましても、それぞれの学校単位での避難訓練等やっておりますけれども、いわゆる授業時間中の避難訓練、それから登下校時につきましては、子供たちも動き始めて、それ自体での避難の訓練とか指導等、ケース・バイ・ケースでやっております。

ただ、おっしゃられたような観点での連絡体制、そちらについては、それぞれの学校連絡体制という連絡網をそれぞれに持って、それを生かしてやっていると申しますけれどもちょっとまた防災の方とも調整をさせて的確なことができるように対応していきたいと思っております。

○村上寅美委員長 今、城下委員の説明は、要するに、マニュアル的にやるべきじゃないかという質問が出ているから、やっとならうというようなことじゃだめなんだよ。やっとならよ、そらあ、どこでも。しかし、やっぱりもうちょっとマニュアル的に徹底したらどうかということ質問されていると思うけど、教育はだれだ、責任者は。ちょっと答弁してごらん。

○松永教育次長 教育次長の松永でございます。

まだ、今回の大震災までは、確かに、地域防災とのつながりという点できちんとそこまで考えた防災を各学校でやっているとは、残念ながらありませんでしたので、これから地域防災計画の見直しもありますので、学校における防災対策も、そのようなものときちんと連動できるように見直しをやっていきたい

と考えております。

○村上寅美委員長 そが言わなりたい。

○松岡徹委員 今議論あっている件についてちょっと私の方からも。このほかに、また後ではまたありますけれども。

検討委員会が結局は3回やっているわけですね、このスケジュール表で見ると。私は、どうもここへの報告が、いわば見出しだけでほしいね、これに出ているように毎回見出しでほしい。それで、もう少し検討委員会の中身が委員会にわかるようにしてほしいと。ないならないで、またそれ自体についてちょっと注文つけたいと思いますけれども、例えば、もちろん中央防災会議とか国レベルの検討を待たにやいかぬ点が1つは当然ある。けれども、例えば、岩手県のいわば防災対策なんか読んでみると、河川の場合もそうなんだけれども、例えば、100分の1あるいは150分の1というのがあるながら、当面30分の1とかというふうに計画をつくるとか、岩手の場合は、百数十年に1回ということを目ざして、それに見合った津波高ということと、そこら辺のことと、やっぱりそのソフト面も含めたものを組み合わせた多重防災型のあれを岩手の場合はまとめているというのをちょっと読んだんですけども、結局は、熊本県の検討委員会では、そこら辺のところは、ある面では防災の常識なんですね。それを今までのように低いところじゃなくて、大体今度でいくと、千数百年に1回とか、3000年に2回とか、そういうのがあるけれども、しかし、防災計画としてはどういうふうに組み立てるかという点で、岩手の場合は、百数十年に1回ということと、それで、防潮堤や防波堤や、水門とかあるいは高所移転とか、さまざまなことを組み合わせたものにするというふうになつとるようなんだけれども、検討委員会の先生方の議論の中で、どういうのが今

されているかというのを中身を出さないと議論のしようがないというのが1つですね。

それと関連して、今までの僕らはちょっと気になったのが、今、城下先生や鬼海委員からもあった学校教育のあれでも、以前もちょっと言ったんだけど、災害時の引き渡しというのがあるんですよ。これは、96年度の学校防災の調査研究協力者会議のまとめというのがあって、いわば災害時は児童生徒集めて引き渡して、そして集団で避難するというになっているわけだ。それをやったところが、例えば宮城県の石巻市の釜小学校というところでは、22人がまとめて亡くなっている。こういうのはもう誤っているとだから、そうじゃなくて、津波でんでんこで、逃げるということを基本にした防災教育に改めたいかぬと。

専門家ならこんなの当たり前で、そういうことなどについては、いわばこれまでのものを見直すべき中身としてはどういふものがあるのかと、学校教育という見出しだけじゃなくて。そして、どういふふうに発展させようとしているのか、そういう中身が議論されているのかいないのか、何さま見出しだけの報告はやめてほしいということをお願いしたいと思いますけれども。

○牧野危機管理監 まず、現在の検討委員会の検討状況でございますが、これは全体の進め方もあるんですけども、まず最初に、今回の東北震災を踏まえまして、課題をとにかく出してもらおうと、そういうふうな形で、今、部会、それぞれ1回ずつやっておりますが、出しているところでございます。その結果を本日は集約いたしまして、課題とそれからそれに対する対応の方向性というふうなことで資料に整理して、委員会に報告したというのが実際でございます。

それから、2点目の教育現場での対応の例ですけれども、実際、議論の中では、そのよ

うな具体の例、避難がうまくいった、いかなかったとか、そういうのも議論には出ておりますけれども、本県の方向性として、方向性というか、具体的な取り組みとして、まだそれをそういうふうな方向にしようというところの決定とか、そういうふうな議論はまだされていない状況でございます。今後の議論と考えております。

○松岡徹委員 いや、だから、その方向性を今出せとかいうことを——それはいわば検討委員会で議論してまとめて報告が出るわけですから、その過程であることはわかっているから。

このあなた方が出された見直しのスケジュールのこの14ページ見ても、5月26日に第1回目があって、8月5日に地震・津波被害想定検討部会があって、そして8月29日に広域連携と避難支援検討部会があるわけで、だから、何というか、こういうのは時間をかけにやいかぬけれども、時間をかければいいということじゃなく、スピーディーに、防災ですから、災害はいつ起こるかわからぬ、この前も言ったように。そういう点で、3回もあっているわけだから、いつまで見出しかということをお願いわけですね。

それと、方向性は、再三言ったように、今出さなくていいけれども、どういう議論が検討委員会のメンバーの中で、それぞれのことについて出されているのかと。それについては、やっぱり我々も中身をよく研究、吟味する必要がありますし、そういうような提供をしてほしいということだよな。

○山本秀久委員 今各委員の先生方申されたでしょう。それ、大変重要なことだと思うけれども、また、皆さんも努力していただいていることよくわかりますけれども、今何でこの災害を生かそうと思って、それを基本にしてこの計画になられたと思った。その中で問

題点というのがあると思うんだ。その問題点に到達できないのは何なのかというのがこの検討委員会でやっているはずだから、そのとき、この中の専門の学識経験者とか、防災関係の9名とか、そういう方々の得られた意見というものはどういうところに問題点があって実行できないのか、そういう点をこういう委員会に持ってこないとだめなんだよ。その段階が出てないから今言っているわけで、今まで、これだけ災害が起きて、大変なことが起きたのを基準にしてあなたたちは今考えてやっているわけだから、何が問題点だったかということは大体わかるとははずだ。それを検討委員会の学者もみんな専門的に分析していると思うんだ。そういう点がどうしてもできないかという問題は、行政にぶつける問題だろうと私は思う。それが出ていない。ただ、こういうことやります、ああいうことやります言うたって問題点が何にも出てないんだ。

さっき子供の問題で、老人の問題なんか、あの災害見ても、そういう人たちがどういうふうに惑って、どういうふうに苦しんだかということはわかるとははずだから、それを救済するにはどうしなきゃならぬかということは、この検討委員会の中で大方問題になっていると思うんだ。その問題点になって、どうしてもできない問題は何なのかということ提起しなきゃだめだということを言っているわけ、そういう意味だ。

○前川収副委員長 松岡委員からも、それから山本委員からもそれぞれにお話がありましたけれども、議論の進め方の部分の中身で、非常にわかりづらい、見出しだけの話になっているという前提だということと、問題点がどこなのかということも我々になかなか伝わりにくいという部分があると思います。もちろん期間の問題も当然あると思いますけれども、基本的には、地域防災計画というもとの計画、厚いんですけれども、これがあるわけ

でありますから、例えば、この中で、こことこここの部分は、今回こういう形で見直そうという前提の議論になっていますとか、もうベースがあって、こうなっていますというそのベースがないまま話が行っているものですからわかりづらいですね。非常にわかりづらい。

だから、これを基本、ベースはベースであることは今も変化はないわけでしょうから、これを変えるという前提で話しているんですから、このベースの中で、例えば、委員の説明、皆さんが説明なさるときは、どこどこの何ページの何を、書いてありますけれども、これを今度は見直し検討に入っていますとか、全部なのは全部でしょうけれども、新たに震災とか津波がもっとプラスされるとか、そういう説明があると非常にわかりやすいのかなと思いますので、今後の説明の仕方の中で、そういう工夫を一工夫入れていただくということではいかがでしょうか。

○松岡徹委員 例えば、想定の見直しですよね。

○前川収副委員長 想定ももちろんです。

○松岡徹委員 その場合に、岩手の場合は、百数十年に1回ということで今できているのを読んだんだけど、大体本県の委員会の中では、その辺はどういう議論に、専門家の中で少しは出とっとですか。

○前川収副委員長 これは御答弁お願いします。いわゆる想定される安全率というんですかね。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

地震につきましては、県内にごございます4断層、4つの断層につきまして調査をすると

いうことになっております。これらにつきましては、例えば、一番大きな布田川・日奈久断層につきましては、今のところ出ておりますのは、30年間のうちに起こる確率はゼロから6%というような形でございます。これをちょっとどういうふうに評価するか、何年に1回と評価は非常にしにくいですけれども、断層がございますので地震は必ず起こります。起こりますが、これについて、何年に1回だというふうな想定というのは、またちょっと専門家の先生とも協議して、どういう形で出すかは検討したいと思います。いわゆる太平洋側のプレート型の地震といいますか、あれは必ず100年ぐらいの周期でたまって起こるというふうな形でございますけれども、どうも断層型につきましては想定が非常に難しいというようなところでございます。少なくとも今回、今まで出してなかったうちの断層で起こった地震が起こったときに、どういう被害が出ると、どういう状況になるというのをきちんと出したいと思っておりますし、津波につきましても、特に、天草、島原大変っておりますけれども、そのときの断層が起こったらどういう状態になると。また、3連動、東海・東南海・南海地震、それから日向沖も含めてですけれども、3連動の地震が起こって大きな津波が起こったときに、どういうふうな形で回り込みが起こって、どれくらいの被害になるということもきちっと出したいと思っておりますので、そういう感じで、今のところ委員会の中で話し合いがなされております。

○松岡徹委員 それで、中央防災会議の方向性というのは、要するに、過去の最大規模のうちでしなさいと、そしてまた広域的な、ある程度示されているわけですね。それで、やっぱり今、佐藤さんがおっしゃったけれども、いわば進行形であっても、どういう視点から検討がなされているかというのを、断層

についてというなら断層、広域的なものは広域的な連動の問題ではね、そういうのが、やっぱり極めて専門的なところのどうのこうのはともかくとして、視点はやっぱり出していただいて議論できるようにしてほしいと、今後のあれとしてはね。

○前川収副委員長 今後の委員会の審議の資料も含めて、説明の仕方、もう一工夫していただけるようお願いしておきます。

○小杉直委員 2点ほど。第1点は、この熊本県地域防災計画の分厚いとをいただいとるのですが、これと別に、警察関係も防災警備計画のような名称だったか覚えませんが、そういう計画をつくっとるんでしょう。

○村崎警備第二課長 小杉委員からの今の質問ですけれども、県警でも各警察署ごとに地域の防災計画をつくっております。

○小杉直委員 2点目、12ページの(1)の④警察、消防、自衛隊等実動機関との情報収集体制の整備、これに関してですが、東北も地震による大津波ですたいな、海から押し寄せた。そすと、やっぱり西岡先生等の話聞きますと、もう従前の防波堤では余り功をなさぬような時代になってきたとか、地球温暖化で水位が上がってきとるというふうなことでありますので、熊本も熊本海上保安部ということがありますから、ここのプライドとかモチベーションということを考えてやるならば、特に、また県議会でも海上保安議員連盟というものをつくっておりますので、ここに、警察、消防、自衛隊などと、などのところに自衛隊海上保安部などと、海上保安部も今後入れてやることを検討していただけないでしょうか。これは微妙なモチベーションとかプライドにつながつとすな。

東北震災でもやっぱり通信の問題等の話が

あっておりますが、海上保安庁のヘリが一番に資材状況撮影なんかしとつとですよ。熊本は、海上保安部は直接のヘリはないみたいですがけれども、今後海からの災害というのが大きく予想されますので、そういう意味から前向きに検討していただくことで要望しておきます。

○村上寅美委員長 要望ですね。

○小杉直委員 はい。

○中村博生委員 13ページの水、食料、燃料等の備蓄、配給体制の確保とありますけれども、今回の震災で、油で言えば、岸壁がやられ、道路がやられ、石油基地はあっても寸断されたような状況であります。

八代にも石油基地がございますけれども、今5万トン岸壁は着々と進んでおります。しかしながら、耐震岸壁じゃないわけなんです。港湾計画の見直しがあろうかと思えますけれども、石油基地も含めて、この5万トン岸壁も耐震岸壁を、もう前々から言っておりますけれども、今後、今回の震災によって一番私は大事な部分であろうと思えますけれどもその辺の進め方といいますか、それともう一つは、石油メーカーがもう大分撤退をしております。そういった中で、この石油基地のあり方というのもメーカーの方からいろいろ提議されるかもしれませんけれども、やっぱり現在ある機能をフルに生かせるような備蓄体制というのを、せつかくの見直し計画でございますので、その辺を港湾課、土木部長のあたり、どういったお考えなのか、ございますか。

○手島港湾課長 港湾課でございます。

今委員からお話があったのは、多分八代港の耐震岸壁だと思うんですけれども、まず、八代港の耐震岸壁につきましては、現在、港

湾計画上、マイナス10メートルの岸壁に位置づけているところがございます。これにつきましては、ぜひとも整備したいということで、国の方にずっと働きかけているところがございます。残念ながらまだ着手に至っておりませんので、今後とも頑張っていきたいと思っております。

もう1つ、大島の石油基地につきましても、ぜひとも何らかの対策をしようということで、これも国の方に働きかけているところがございます。

以上、簡単でございますが、お答えでございました。

○中村博生委員 この油が足りない、乾電池が足りないような状況になるうとはだれも思っていなかったと思うんですから、やっぱりいい教訓として、いい機会であると思いますので、全面的に国の方に支援のお願いをしていただきたいと思えます。

○大西一史委員 1個だけ、ちょっと関連というか、細かい点で恐縮なんですけれども、今の災害備蓄物資の量、質等の点検・見直してみたいなことがこの中にうたっておりますけれども、この災害備蓄物資、例えば、県庁はどこにどのくらい置いてあるんですかね。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課・吉田でございます。

災害の備蓄物資につきましては、県庁でいきますと、本館の地下2階に災害救助物資備蓄倉庫というのがございまして、こちらに、毛布、あるいは乾パン、あるいは水、こういった物資を備蓄しております。

そのほか、県の関係では、各地域振興局の方にそれぞれ乾パン、あるいは毛布等の備蓄をしております。

また、それぞれの市町村におきまして、独自に備蓄物資を備蓄してございますところも

あっております。

以上でございます。

○大西一史委員 何でこういうことを聞いたかということ、今本館の地下2階にあるというようなお話でしたが、これ、エレベーターがとまったり、いろんなことがあると、実はこの配置の問題というのが非常に重要だということが今回の震災でもちょっとよくわかりまして、先日、私、東京で視察をしてきましたら、超高層ビルが向こうは多いですけれどもエレベーターがもう完全にとまってしまって、地下に備蓄倉庫1カ所しかなかったと、それで、全部賄えるだけのものがあつたんだけれども、全部運べないという問題が出てきたと。それで、上の階と真ん中の階と、中層階と低層階と分散配置をするのが非常に効率的じゃないかということで検討を始めたというような話があつたんですね。

それを聞いたときに、県庁、熊本県内ではそんなに超高層ビルというのはないんですけれども、駅前に今35階建てですかね、ああいうところが出てきて、そうなる、エレベーターも当然震災で一時的にはストップするというようなこともあり得るというふうに思いますが、各フロア、あるいは中間的なところに備蓄するとか、そういった配置の関係も非常に重要だなというふうに思ったので、その辺についてもぜひ検討をしていただきたい。非常に細かい話なんですけれども、実は結構大事な話かなというふうに思いましたので、その辺はまた検討をお願いしておきます。

以上です。

○村上寅美委員長 要望でいいですか。

○大西一史委員 はい。

○堤泰宏委員 委員長、ちょっと関連でございませうか、大西先生の関連で。

○村上寅美委員長 どうぞ。

○堤泰宏委員 えらい質問するあれはなかったですけど、備蓄の話が出ましたけれども、県庁の地下に備蓄しとるぐらいで大震災のときには間に合わぬでしょう。今何かコンビニあたりと災害のときの品物の供給の約束なんかしてあってしょう。だから、食べ物、布団、衣料品、そういうのが全国チェーンで扱うとるお店があるじゃないですか。そういうところと熊本県は、私は協定が結んでであると思うとるけども、答えの中じゃ、県庁の地下にしまったりしますと。じゃあちょっと心もとないと思うけん、ちょっと教えてください。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

先ほど健康福祉政策課長の方から備蓄ということでお答え申し上げたところでございますが、委員御指摘のとおり、今、いわゆる流通備蓄といいますか、もう既に流通しているものをいただけるということで、コンビニとか、そういう食品関係等は協定を結んでおりますので、そういうところでやっていきたいと考えております。

○堤泰宏委員 布団やは。医薬品。

○佐藤危機管理防災課長 医薬品も医薬業者の方と……。

○堤泰宏委員 そがん言えばいいのに、あ、今食料と言うたでしょう。食料だけじゃ足らぬもん。

○佐藤危機管理防災課長 医薬品につきましても、医薬業者の方と協定を結んで備蓄していただいております。

○堤泰宏委員 ありがとうございます。

○村上寅美委員長 ありがとうございます。

○松岡徹委員 13ページの復旧に向けた対応の大量の瓦れきやごみの円滑な処理のところで、これと関連して、こういう放射性廃棄物処理とか、こういう問題、非常に悩ましい問題があるわけですね。それで、熊本県として、こういうのがどんどん降りかかってくるわけけれども、国に対して法律や政令やその他さまざまな形での要望したい点、何か考えられとりますか。私は、2点ほどちょっとありますので、伺ってから。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

今議員御指摘の放射能に汚染されたおそれのある廃棄物が出た場合どうするのかというお話だろうと思います。

これにつきましては、現在のところ環境省の方で瓦れきの基準に関して定められております。ただ、その基準に関して県としてどう考えるのか、あるいは国に基準に関して意見を述べることはないのかという御意見でございます。

これにつきましては、まだ今データがいろいろとそろっていない状況でございますので私どもとしても慎重に対応しながら今後検討していきたいと思っております。

○松岡徹委員 2点目は、今お答えがあったことと関連するけれども、僕は今度福島のおあいう事故があつて、本当に日本じゅうがでんぐり返るような事態になっているわけですけども、考えてみると、私もいろいろ水俣病とか公害関係も長くやってきたんです。1967年に公害対策基本法ができたんですけど、その中では、いわば原子力問題は除外規定にな

とととですよ。原子力関係は取り扱わないと、公害対策基本法では。それが同じように今の環境基本法にも引き継がれているわけですね。それじゃあ、原子力基本法では、きちっとした、今回のような大規模な不幸な事故が起きたときの規定があるかと、これはないんです。1つは、長い間、一方では、原子力の安全神話というのが国是みたいな形でやられてきた、それと関連していると思うんですけども、原子力に、非常に大きな事故が起きたときにどう対応するかというきちっとした法的規定がないというのが今の日本の法体系上の弱点になっているんです。

1つだけ原子力等規制法というのがあるんですけども、これ、非常に部分的なもので不十分です。こういう点は、やはりぜひ——結局はいろんな形で今度の瓦れき問題なんかもかかわって降りかかってくるわけですよ。今回の福島事故後の問題としては、そういう問題をひとつ県としても考えてほしいし、やっぱり意見書を上げるとするなら、そういったものも研究して上げていったらどうかと思うのが1つね。

もう一つは、今、瓦れき処理の問題で、9月1日のときにちょっと途中まで言いかけたんですけども、もともと、福島以前の場合、原子力安全委員会のクリアランスレベルというのでは、100ベクレルというふうになっている。クリアランスレベルというのは、いわば、弗化したら放射性廃棄物ではありませんという安全お墨つきを与えるためのレベルなんです。この100ベクレルを超えたのは厳重管理というふうには福島以前はなっとったんです。

ところが、今度政府が出したガイドラインで見ると、8,000ベクレルまでいいですよと一般廃棄物処理場でいいですよと。8,000ベクレル以上は保管しとってくださいと、こうなっているわけ。こんないいかげんな、いわば極端な違いですよ。例えば、セシウム137

の半減期は30年、ストロンチウムは28年というけれども、このセシウムが、8000ベクレルから1,100ベクレル、クリアランスレベルまで半減するためには250年かかるというわけですよ、専門家の計算では。そんな極端な開きのある数字を同じ政府関係が出すというふうなことはおかしいと、結局はその瓦れき処理の問題で地方が振り回されるわけですよ。

ですから、熊本県として、やっぱり国に対して、いわゆるこれだけの深刻な事故が起きた福島以後の原子力行政については、法的な整備もきちっと国がやるというようなことを求めているということですね。

○村上寅美委員長 松岡委員、これ、今のは強く要望でいいでしょう。答弁は出らぬですよ、そらあ、国のことだから。

○松岡徹委員 駒崎さんあたりに一言見解いただくとよかです。

○松見知事公室長 知事公室長でございます。

お話の趣旨はよくわかりました。ただ、御承知のとおり、余りにも今回の大震災は広域かつ甚大な被害ということで、さらに、今おっしゃったような原発事故も絡んでおります非常に検証するにしても時間がかかるということで、今国の方でももちろん検証しておりますので、その検証の結果等で、おっしゃられたような視点の話も出てくるというふうに思っております。

○森永新エネルギー産業振興課長 新エネルギー産業振興課でございます。

今、松岡委員の1点目の災害関係の原発に法律があるかというお尋ねでございますけれども、これにつきましては、災害対策基本法のいわば特別法として平成11年の12月17日施行で原子力災害対策特別措置法という法律が

できております。これがいわば特別法のような位置づけになっておりまして、今回の福島の場合の原子力の緊急事態の宣言であるとか本部の設置とか、現場でのいろんな組織づくりとか、そういうものは、基本的には災害対策基本法のいわば準用という形で、同じようなルールでそういう制度がつくられておりまして、先生の仰せの全部をカバーするようなやつじゃない部分もあるかもしれませんのでそこはまた詳しくお話を伺って、執行部としても、国の方につなぐというか、検討してまいりたいと思っております。

○松岡徹委員 そこは放射能が広範に拡散した場合の対策をどうするかというやつですたいね。そここのところの法の整備のことを言っている。

ちょっと松見室長が言われた件で、煮詰まってからというんじゃなくて、結局は瓦れきはどぎゃんかしてくれて来るわけですよ。ところが、それは本当に、何かいわば福島前と以後とは、もう極端に違うような迷走した方針になっているわけですね。だから、そういう点は、いわば地方行政としては処理に困るじゃないですか。だけん、もっと国として科学者の総意も集めて、きちっとするというようなことを求めるべきじゃないかという趣旨ですたいね。

○村上寅美委員長 きょうは3点で、一つ一つ質疑応答に入っておりますので、時間を要しております。それで、次の第3に入りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員長 それでは、東日本大震災による被災地域の復興支援状況について、原消防保安課政策監。

○原消防保安課政策監 それでは、資料の17ページをお願いいたします。

支援状況につきましては、9月の委員会で被災地派遣の職員から詳しく報告をいたしましたので、本日は、変更点、主なもののみを御報告いたします。

まず、1点目と2点目につきましては、総合窓口につきましては、現時点でも継続して開設し、相談等を受けております。

義援金等につきましても、引き続き受け付けをしているところでございます。

3点目の人的支援で、変更点でございますが、(2)の保健医療チームにつきましては、3月から半年間以上にわたりまして、南三陸町に職員を派遣してまいりましたが、宮城県内での支援体制が整いつつあることや南三陸町の中でも取り組みが始まったことから、ほかの県の状況も見ながら、本県におきましても、9月末をもって南三陸派遣を終了いたしましたところでございます。

(3)の情報収集・連絡調整ですが、これは宮城県庁への派遣のことでございますが、これにつきましても、宮城県庁内の災害対策本部会議の開催が縮小されたり、ほかの県もこちら、派遣が縮小、撤退傾向にあるということで、業務が減少してきておりますので、本県におきましては、東松島市の支援チームの班長が宮城県庁の職員と兼務するという形での体制に見直しをしたところでございます。

18ページ、お願いいたします。

(5)の行政支援につきましては、冒頭、あいさつでもありましたように、福島県に全国知事会からの要請を受けまして、福島県庁の業務、これは被災者の民間借り上げ住宅ですこれは、仮設住宅のかわりに民間アパートを仮設住宅とみなして借り上げる制度ですが、この手続の支援のために、10月2日から、事務の職員を1名、1カ月交代のペースで来年3月まで福島県庁に派遣することといたしました。具体的な派遣先は、福島県の県北建設事務所ということで、福島市内の福島県庁に隣接する場所でございます。

以上が人的派遣の変更点でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

5点目の被災者の受け入れ状況でございます。

9月26日現在で県内への避難者数は107世帯244人となっております、依然として横ばいから微増の傾向が続いております。内訳としましては、岩手県6名、宮城県58名、福島県88名ということで、この東北3県で約6割、それ以外の関東、特に、その他で多いのは、茨城東京あたりですが、その他が92名ということで、こちらが約4割の避難者が現在熊本におられます。

このうち、(2)ですけれども、児童生徒の就学支援の中で、9月1日時点で文部科学省が調査しました調査では、県内の公立、私立合わせまして76人の児童生徒が、県内の小中高高等学校で受け入れをしているところでございます。

被災者の就業支援につきましては、幾つかのメニューの中から実績が出始めておまして、若年者緊急雇用創出事業につきまして1名の利用実績、職業訓練の機関につきましては、合わせて3名の利用実績、それと、下段ですが、本県独自のパッケージで就農支援事業をしておりますが、こちらも1名の利用実績が出たところでございます。

20ページをお願いします。

20ページは、非農家の方が熊本で新たに就農しようということで、現在、就農に向けて研修中のところでございます。

(5)でございますが、東日本大震災の県内避難者の方々に対しまして、3カ月ほど前になります、7月3日に県主催で交流会を企画いたしました。交流会には、その時点で、県内に避難されている方のうち47世帯109人が参加いただきまして、職員の方から支援策の説明をしまして、昼食を挟んで、知事やくまモンも参加しまして、交流を行い、ある

いは、各テーブルでは、被災県ごとに懇談が行われたところでございます。

なお、交流会は、その後県では開催はしておりませんが、民間団体が主催します交流会が始まりましたので、県といたしましては、避難者への周知のお手伝いをしたり、交流会に県から参加して情報提供をするなど、民間団体との連携も図っているところでございます。

最後に、その他の支援では、アートポリス事業が具体的に10月中旬の竣工に向けて現在事業が行われております。そのほか、知事と一緒にですが、くまモン・DOYO組が被災地に参って保育所等を訪問したところでございます。

以上が支援状況でございます。

○村上寅美委員長 これはほとんど報告事項ということが多くいんですけれども、何か御質問ございませんか。

○中村博生委員 支援物資については、県内、県民の皆さん方、そして民間の企業、団体等でたくさんの物資を支援していただいておりますけれども、八代市と八代JAで半畳敷きの畳を1万枚支援しておりますが、いつテレビに映ったかなという思いで、今までいろんな大臣の方々が避難所を回っておられますけれども、テレビでその半畳敷きの畳を見たことがない。恐らく一地域かもしれぬと思っておるんですが、その反面、テレビであったんですが、段ボールがほとんどだったと思っておりますけれども、毒性の強いカビが発生して全部取りかえなきゃならないというような、そういう段ボールはこうだったということを読めば、やっぱり畳のよさ、私は、今度の震災で、もちろん支援もしましたけれども、この畳のよさを国民に知らしめるいい機会だったんじゃないかなと思うんですけれども、職員も派遣されておられますけれども

も、そういった情報的な部分がございますか。

○原消防保安課政策監 確かに、テレビでは見かけなかったんですが、私、新聞では何回か、八代市長、あるいは八代亜紀さんが行かれたということで、畳の報道は何回かあったと記憶しております。

○中村博生委員 ただ、行ってやりましたとの報道でしょう。

○鬼海洋一委員 いやいや、中身がよかったという話があったよ。

○中村博生委員 それはわかっていますけれども、今熊日新聞の方でイグサの連載をさせていただいております。その中で、被災地の避難所の畳を敷いてあるところ、私はあれが初めて見たんですけれども、やっぱりああいうPRもどんどんしてもらいたいなと思いますし、熊本のテレビ局の方も恐らく行っておられるんだろうと思いますが、畳に限らず熊本の物産品は、やっぱり地元の新聞、テレビでもうちょっとPRしていただけんもんだろかなという思いがしましたもんですから…。

○村上寅美委員長 マスコミに……。

○中村博生委員 よろしくお願いいたします。

○村上寅美委員長 それは、じゃあ要望ですね。

○中村博生委員 はい、要望でいいです。

○村上寅美委員長 要望です。
それでは、ほかになかったら、その他に入

ります。

その他で何かございませんか。

○前川收副委員長 先ほど地域防災計画の見直しの議論の中でもお話しさせていただきましたハードの話なんですけれども、実は、防災的視点を備えた公共事業の促進を求める意見書という表題で、先ほどの議論のように、ハード整備をやる前提の計画の中で、防災的な視点をきちっと織り込んでいただきたいというような内容での意見書を用意させていただいております。

意見書(案)を配らせてもらってよろしいでしょうか。

○村上寅美委員長 配付してください。

(資料配付)

○前川收副委員長 ちょっと目を通していただきたいんですけども、公共事業そのものの予算が非常に圧縮されている中であって、今回の震災が、いわゆるハードが震災を防ぐ役割をしっかりと果たしたという部分は、先ほどの議論があったとおりであります。その上で、防災的な視点を持った公共事業というのはやっぱりやっつけていかないと、ソフトのみで対応できないという部分もあります。また、いずれやらなきゃならないハード対策の中にしっかりとソフト的な防災対策というものを織り込んでもらいたいというような趣旨を含めた意見書でございますので、中身は、文章でこういうように書いてありますけれども、できれば、この委員会として国に対して意見書という形で出させていただければというふうに思っておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○村上寅美委員長 ただいま前川副委員長から、この防災に対する視点からの公共事業の促進を求める意見書を提出したいということでございますけれども、この件について何か

御意見ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員長 よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員長 じゃあ、全会一致でこれは出させていただきます。

その他に入りますが——もう入っておりますけれども、何かありますか。

○西岡勝成委員 今、意見書採択していただきましたけれども、先ほど小杉先生からも紹介いただきましたが、沿岸線の要するに防波堤あたりが、前つくった防波堤は、特に潮位がやっぱり温暖化でかなり上がってきておるんですね。そうすると、ふだんでもこれは、ちょっとした大きな台風が来ると、多分周りの民家の多いところは危ないことがあるんでその辺をひとつ、漁港漁場整備課長、調べて、要するに、後ろにいと裏側に家がたくさんあるようなところは、やっぱり危険度の高いところからまずかさ上げあたりをしないか、前つくった防波堤はもう全然意味なさないようになってきているんですよ、温暖化で。要するに水位がもう高くなってきていますから、その辺をぜひこの機会に調査をしていただいて、もうお金があるわけじゃないですから、まず危険度の高い部分からやっぱりそういうかさ上げあたりをしていくというような方向性をぜひお願いをいたしておきたいと思います。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港整備課です。

今委員がおっしゃった件につきましては、確かに、漁港海岸の現状というのがなかなか把握できないという現状がございましたものですから、なおかつ事情といたしまして、非常に漁港海岸につきましては市町村管理の海岸の割合が多いという状況を踏まえまして、実は県全体で、市町村も含めまして、現地調

査に入ろうということで説明会等々を行っておりますので、年度内中には、現況堤防の現状というふうな形で把握できるかというふうに思っております。

御報告でございます。

○村上寅美委員長 いつごろできるの、報告は。

○平尾漁港漁場整備課長 年度内中には、現況の把握はできるというふうに思っております。

○村上寅美委員長 年度内ね。

○平尾漁港漁場整備課長 はい。

○村上寅美委員長 はい、わかりました。ほかに。

○鬼海洋一委員 漁港堤防だけですか。建設堤防、それから、それぞれさまざまありますが、全体として調査するんですか。

○村上寅美委員長 それは港湾課長——土木部長が総括しないといかぬね、これは。

○鬼海洋一委員 農林堤防もありますからね。

○村上寅美委員長 総括、総括。

○戸塚土木部長 海岸というのは、今お話があったとおり、建設海岸、港湾海岸、漁港海岸、農地海岸、一つのこの海岸線というので県の中で組織をつくっております。そういった中で、今回の震災を受けて、非常に問題があるところとかございましたので、そういった点を踏まえて、基礎調査を含めて、今取り組んでいるというところでございます。

○村上寅美委員長 要するに全体でしょう。

○戸塚土木部長 そうです。海岸線は、すべて一元化してタッグを組んで調べてまいります。

○村上寅美委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員長 次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員長 異議なしと認めます。

それでは、これをもちまして第4回震災及び防災対策特別委員会を閉会いたします。

お疲れさんでした。

午後2時50分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

震災及び防災対策特別委員会委員長